

2012/11/22

(社)日本埋立浚渫協会安全環境対策部会
斉藤**1) 圧気土木と潜水業務で同一の減圧表を使用することについて**

①母集団の多いノーマルなビュールマン式で計算せずに、圧気土木の数少ない発症例により修正したビュールマン式で計算した参考資料1を潜水業務で使用しなければならないことはなぜか？

ノーマルなビュールマン式を最低基準として守る体制を築くことが必要であると思う。

②潜函工と潜水士の労働条件の次のような違いについて考慮されていないのではないか？

・潜函工はほとんどが深夜作業であり身体に過酷な負荷となることから減圧時間を長く取る必要があるとしても、潜水士は昼間の労働であり同様な長い減圧は疑問である。

・潜函工は30℃以上となる暑熱環境下の作業であり窒素の取り込みも多く、潜水士より過酷である。

2) 複数回潜水についてはガス圧減少時間と体内ガス圧が問題であろうが、その検討がされずに回数制限の方に話が偏っている。

・深さや前回潜水時間の長さに関係なく2回目潜水時間を2倍の潜水時間としてカウントするのはなぜ？

・深さや前回潜水時間の長さに関係なくガス圧減少時間を一律2時間取る理由は？

3) 複数回潜水と関連するが、潜函工は作業中にトイレや水分補給が自由にできるが、潜水士は浮上しなければそれらの生理的欲求を満たせないので無理な潜水することも考えられる。適切にそれを満たすことと潜水計画の変更時に船上で簡単に計算できる現状の別表3のようなものが必要である。**4) 減圧方法の違いによる検討について**

・マンロックによる減圧に比べ、水中での長時間の減圧は精神的身体的な負荷が大きく、かえって逆効果となるのではないか？

5) 難しい計算式による酸素減圧について

間違い計算の恐れがあり取り締まりは困難であろう

事前に中身を判断して指導することが今以上に難しい

空気以外の複数回潜水の基準が不明である

6) 今でも潜水士が不足している復旧工事に大きく影響しないのかの検討も必要であろう

4回までの検討会の多くは圧気土木に割かれ潜水業務についての検討が不足していると感じます。現実の労働の場所では圧気土木より潜水業務の労働時間が遙かに多いと思いますのでより深い検討が必要でないか？多くの疑問点を残し、取り締まりのための最低基準を拙速に決めることに違和感を持ちます。

以上